

## 事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領

### (目的)

第1 この要領は、高知県の発注する工事についての事業協同組合の受注機会の確保を図るため、高知県において入札参加資格者の資格を定める場合における事業協同組合の総合点数の算定方法等に関する特例を設けることを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において「事業協同組合」とは、次の各号に該当する者をいう。

- 一 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合であること。
  - 二 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可業者であり、県内に主たる営業所を有すること。
  - 三 中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けていること。
- 2 この要領において「審査対象者」とは、事業協同組合（以下「組合」という。）が次の各号に該当する者のうちから当該組合の希望工事種別ごとに指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は3（当該組合を除く。）を超えてはならないものとする。
- 一 当該組合の組合員であること。
  - 二 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
  - 三 本特例の適用を希望する業種に対応する許可業種について建設業法第3条の規定による許可及び当該許可に係る建設業を対象とする経営事項審査を受けている者であること。
  - 四 当該年度において高知県入札参加資格が認定されている者であること。

### (総合点数の算定方法に関する特例)

第3 総合点数の算定における経営事項審査の各審査項目の評点は次の各号に定めるところによるものとする。ただし、これにより算出された総合評定値が、当該組合単独の場合の総合評定値を50点以上上回るときは、当該組合単独の場合の総合評定値に50点加算したものを総合評定値とする。

- 一 建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和から算出する。
- 二 自己資本額及び平均利益額に係る評点は、当該組合及び各審査対象者の自己資本の額及び平均利益額のそれぞれの和から算出する。
- 三 経営状況の評点は、当該組合及び各審査対象者の評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。
- 四 建設業の種類別の技術職員の数及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点は、当該組合及び各審査対象者の建設業の種類別の技術職員の数及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高のそれぞれの和から算出する。
- 五 その他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合及び各審査対象者の評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

### (特例の適用)

第4 第3の規定は、組合の希望工事種別のうち当該組合が受けた適格組合証明に係る建設工事の種類に対応するものであり、かつ、同規定による特例の適用の申出をしたものについて適用するものとする。

- 2 前項の申出は、別記1号様式による事業協同組合の資格審査特例適用の申出書に次の各号に定める書類を添付して提出することによるものとする。

- 一 当該組合及び審査対象者の経営事項審査結果通知書
- 二 当該組合及び審査対象者の役員名簿
- 三 組合員名簿
- 四 官公需適格組合証明書

(特例適用組合の指名)

第5 第3の規定の適用を受けた組合(以下「特例適用組合」という。)を入札参加者として指名しようとするときは、高知県各部局における建設工事指名競争入札参加者の指名基準の定めるところによるものとする。ただし、当該組合とその組合員が、同一規模の工事を指名競争入札の対象工事とする場合は、当該組合の指名はしないものとする。

(変更等の届出)

第6 特例適用組合は、次の各号に該当することとなったときは、速やかに、その旨を知事に届出なければならないものとする。この場合において、その届出が第3号に該当するときは、当該事項を証明する証明書を提出するものとする。

- 一 審査対象者が第2第2項各号に該当しなくなったとき。
- 二 適格組合証明を取消されたとき。
- 三 適格組合証明の更新を受けたとき。

(資格の認定の変更)

第7 知事は、特例適用組合から第6に定める届出があった場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格の認定を変更するものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 平成16年9月30日までに特例適用を申出て、改正前の基準により算定された16年度の総合点数については、16年度中はその効力を有する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月16日から施行する。

(別記1号様式)

## 事業協同組合の資格審査 特例適用の申出書

令和 年度において高知県が発注する建設工事の入札参加資格者の格付にあたって、事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を申し出ます。

なお、申出書の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

(申出者) 許可番号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者職氏名

記

- |   |        |      |
|---|--------|------|
| 1 | 審査対象者名 | 許可番号 |
| 2 | 審査対象者名 | 許可番号 |
| 3 | 審査対象者名 | 許可番号 |

\*行政庁記入欄 (記入しないでください。)

- |   |       |    |   |    |
|---|-------|----|---|----|
| 1 | 適用の有無 | 有り | ・ | 無し |
| 2 | 適用後格付 |    |   |    |